

遠隔手話サービスを開始、体験会を開催

聴覚障がい者とのコミュニケーションを容易にするため、スマートフォンなどを通じて手話通訳する遠隔手話サービスを開始し、サービスの体験会を開催します。あわせて、聴覚障がいがあり希望する方に「聴覚障がい者用タブレット」を給付します。

【本件のポイント】

- スマホ等を通じて手話通訳を行う遠隔手話サービスを開始。体験会を開催
- 障がい者の希望する方に「聴覚障がい者用タブレット」を給付

【本件の概要】

1 遠隔手話通訳サービス

- (1) 開始日 12月1日(水)
- (2) 対象 聴覚障がい等の身体障害者手帳をお持ちの方
- (3) 内容

公的機関での手続きや問合せ、医療機関の受診、教育・保育での会話などの際、市の手話奉仕員がスマートフォンやタブレット端末を通じて手話通訳を行って支援します。

(4) 利用方法

福祉課の窓口で申請いただくか申請書をファクス（0256-35-2150）で送信ください。

(5) デモンストレーション及び体験会

サービスの流れを紹介し、通院を想定した場面での利用を体験いただきます。参加申込みは不要です。

ア と き 12月5日(日)午前10時～11時30分

イ と ころ 三条市役所 三条庁舎 2階 大会議室

2 「聴覚障がい者用タブレット」の給付

障がい者等に対して給付等している日常生活用具の対象品目に、「聴覚障がい者用タブレット」等を追加し、希望する方に給付します。

- (1) 開始日 12月1日(水)
- (2) 給付品目

障がい者用タブレット、モバイルルーター、タブレットスタンド

(3) 対象

聴覚障がい等を有する学齢児以上で、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要と認められた方（一部審査があります。）

(4) 負担額

課税状況に応じて7万円までの1割を負担いただきます。また、7万円を超える額は自己負担いただきます。

(5) 申込み

申請書等を提出いただきます。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

※申込み期限はありません。



ウェブサイト

【問合せ】 三条市福祉保健部 福祉課 障がい支援係 丸山、鈴木
電話：0256-34-5408